

社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会 (市社協)



令和8年度「たすけあい会費」 のお願い!



◆社会福祉協議会とは

- 社会福祉協議会は、地域の住民を主体(中心)に、住民と「共に生きる福祉のまちづくりの実現」へ向けて、事業や活動を進めていくためにつくられた組織です。
- 社会福祉協議会は、全国各市町村に必ず一か所設置されるよう、社会福祉法という法律で定められています。それに基づいて、社会福祉法人**弘前市社会福祉協議会**があります。

◆具体的なしごと

● 地域福祉を進めるために	社会福祉大会の開催、総合福祉作品展の開催、愛の広場(心身障がい児者参加事業)レクリエーションの集いの開催、地区社会福祉協議会への連絡調整など
● 子供・高齢者のために	老人クラブ等福祉団体への協力援助、軽スポーツ親善大会の開催、高校生対象福祉施設体験講習会等の開催、日常生活自立支援事業、学習支援事業、生活支援コーディネーター事業、法人後見事業、おひとりさま終活サポート事業など
● ボランティア活動を推進するために	福祉協力校の指定、弘前さくらまつり車椅子応援隊の実施、バリアフリーねぶたの実施、ボランティア保険窓口、災害ボランティアセンターの設置・運営、善意物品の寄託と払出し、ひろさきボランティアセンターとの連携・協働など
● 世帯の自立更生のために	生活福祉資金(総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金)の相談・申込受付、たすけあい小口資金の貸付、たすけあい緊急支援事業、ふれあい相談所の開設、ひろさき生活・仕事応援センターとの連携など
● 各地区社会福祉協議会と共に(共通事業)	敬老大会の開催、ほのぼの交流事業、除雪支援(一人暮らし高齢者・障がい者・ひとり親家庭等)事業、住民福祉座談会の開催、緊急通報装置(福祉安心電話)事業、ひとり暮らし高齢者給食サービス事業、地域ふれあい交流会開催事業など

◆あなたの地域にも… 地区社会福祉協議会(地区社協)



敬老大会事業(相馬地区)

急速に進む少子高齢社会への対応と地域福祉・在宅福祉活動推進の中核的役割を果たすため、市内各地区に**地区社会福祉協議会**があります。

町会代表、民生児童委員、保健・医療・教育・各種団体等により構成され、公的福祉サービスだけでは解決できない問題について、施設・団体のご協力をいただきながら、住民参加による主体的活動を推進しています。

社協会員を募集しています。

社会福祉協議会の会員は、市内の全世帯を対象としています。
社会福祉事業の財源基盤の強化を図ることを目的に、

『**たすけあい会費**』（1世帯：年間300円※）の
ご理解とご協力をお願い申し上げます。

（なお、各地区社会福祉協議会を通じて会費納入のお願いをしておりますが、決して強制ではありません。）



※岩木地区・相馬地区は年間1,000円

社会福祉法人弘前市社会福祉協議会会員規程(抜粋) (会費)

第3条 会員は、毎年度所定の会費を納入するものとする。

2 前項に定める会費は年額とし、次の各号に定める区分により当該各号に掲げる額とする。ただし、一口当たりで規定する会費については、随時の口数によるものとする。

(1) 個人会員

ア 本会の理事及び監事	10,000円
イ 本会の評議員	5,000円
ウ 弘前市民生委員児童委員	1,000円
エ アからウまで以外の賛同者 一口当たり	1,000円
オ 一般会費(たすけあい会費) 一世帯当たり	300円

(2) 団体会員

ア 弘前市地区社会福祉協議会等	5,000円
イ 弘前市内の福祉施設・団体 一口当たり	2,000円
ウ 本会の趣旨に賛同する法人・事業所等 一口当たり	2,000円
エ 弘前市単位老人クラブ	1,000円

3 前項第1号オに規定する一般会費(たすけあい会費)は、岩木地区及び相馬地区については、当分の間一世帯当たり1,000円とする。

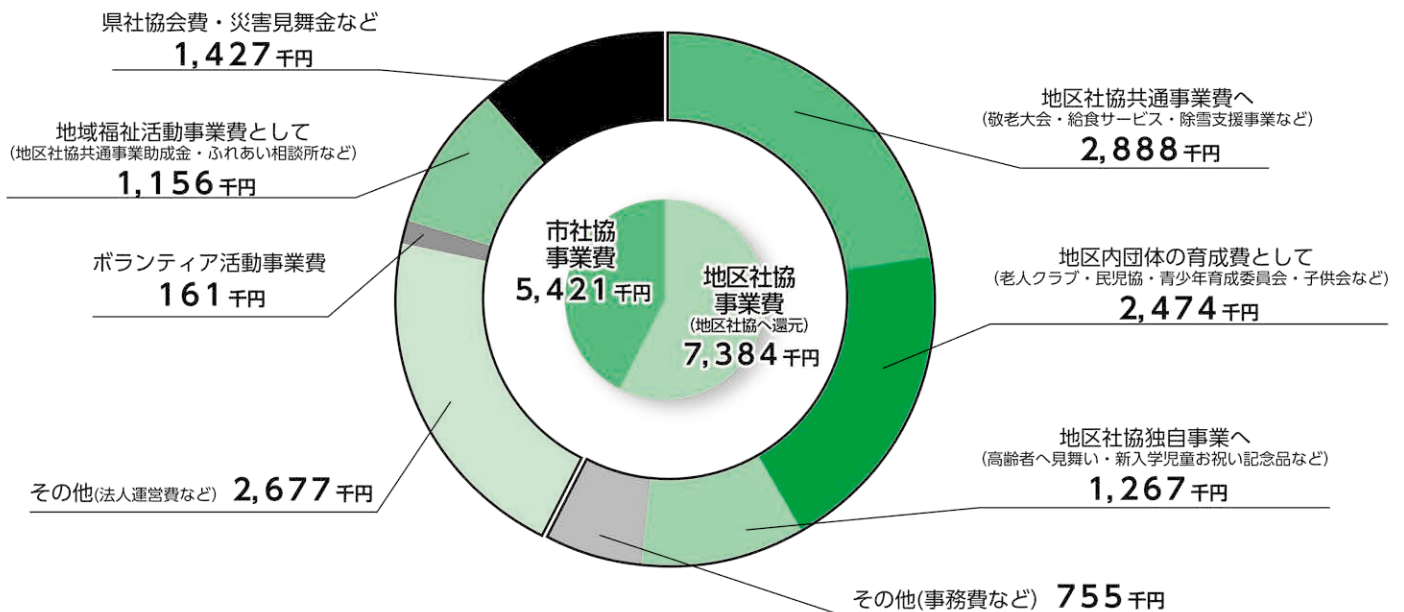


地域ふれあい交流会開催事業(堀越地区)

◆たすけあい会費の使い方(令和7年度実績)

令和7年度実績額

12,805,821円



社会福祉法人弘前市社会福祉協議会

〒036-8063 弘前市大字宮園二丁目8-1 弘前市社会福祉センター内

TEL:0172(33)1161 FAX:0172(33)1163

https://www.hirosaki-shakyo.jp E-mail:fureai@hirosaki-shakyo.jp